

岩手県選挙管理委員会告示第48号

不在者投票ができる病院等の指定（昭和45年岩手県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成26年7月1日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名 称	所在地	名 称	所在地
[略]		[略]	
医療法人晃生会老人保健施設 <u>シーサイドかる</u>	<u>下閉伊郡山田町船越第9地</u> <u>割5番地2</u>	<u>介護老人保健施設さくら山</u>	<u>下閉伊郡山田町飯岡第9地</u> <u>割23番地1</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			